

平成30年5月開催松野町農業委員会定例総会会議録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成30年5月10日（木） 13時30分より
場 所 町民センター 1階 研修室

2. 会議構成員（農業委員）現在総数 13名

出席：11名 欠席：2名

3. 農業委員出席者氏名

役職名	議席番号	担当地区	氏 名	出欠
会長	1	松 丸	山口 尊	出席
副会長	2	—	矢野 千津	欠席
	3	豊岡前	毛利 彰男	出席
	4	—	長谷 信昭	出席
	5	上家地	村田 和宏	欠席
	6	延野々	谷中 邦喜	出席
	7	目 黒	河野 繁禧	出席
	8	—	松比良八重子	出席
	9	奥野川	品田 壽和	出席
	10	豊岡後	関本 五郎	出席
	11	富 岡	加賀田幸二	出席
	12	吉 野	太田 善英	出席
	13	蕨 生	岡本 博	出席

その他出席者

農地利用最適化推進委員出席者

区域	氏 名	出欠
松丸地区、延野々地区、 豊岡後地区、豊岡前地区	小林 健一	出席
	藤 藪 守	欠席
富岡地区、上家地地区、目黒地区	井上 優二	出席
	橋田 忠弘	出席
吉野地区、蕨生地区、奥野川地区	酒井 茂	欠席
	金谷 純一	出席

農業委員会事務局
農業委員会事務局長 小西 亨
農業委員会事務局次長 石田 和弘
農業委員会事務局主事 岡本 渉
農林振興課主任 石川 玲子

4. 議長選出他

議長 山口 尊
会議録署名委員 加賀田幸二
太田 善英
会議書記 岡本 渉

5. 閉会の日時

平成30年5月10日（木） 14時15分

6. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画（案）の承認について
議案第4号 農業振興地域除外申請に伴う意見決定について

7. 会議の概要

小西事務局長

ご案内の時間となりましたのでただ今から農業委員会定例総会を始めさせていただきますと思います。開会にあたりまして会長よりごあいさつ申し上げます。

山口会長

みなさんこんにちは、農繁期の真ただ中という事で欠席者があるようでございますが、そういう忙しい中にもかかわらず皆様におかれましてはご出席を賜りまして定例会が開催できますこととお礼申し上げます。

梅雨前線も沖縄から例年通り押し迫ってくるのではないかと思うのですが、ノロウイルスとか食中毒と言うような事もこれからの気候がもたらす状況になってきましたので、みなさんにおかれましても体調に万全をきして頂いて、ご活躍を賜りますよう心から祈念致しまして言葉たりませんが開会の挨拶と致します。よろしくお願い致します。

それでは、議事録署名委員の指名をさせていただきます。11番加賀田幸二委員さんと12番太田善英委員さんをお願いしたらと思います。

山口会長

続きまして4番報告事項に入ります。報告事項ありませんか。

※事務局より1件の報告あり。

山口会長

委員さん方は別に報告ございませんか。無いようですので、さっそく議事に入らせて頂きます。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。説明を求めます。今回は事務局で説明を

小西事務局長

私の方から説明をさせていただきます。3条の規定による申請ですが受付番号3番で、申請地は豊岡〇〇〇〇番地と〇〇〇〇番地、地目は両方も畑、面積は151㎡と150㎡でございます。所有権移転売買による申請が出ております。譲受人は目黒〇〇〇〇番地〇〇〇〇さん、譲渡人は豊岡〇〇〇〇番地〇〇〇〇さん、譲受人の営農状況の詳細ですが農地面積は2926㎡、作付作物は水稻・粟、所有農機具はトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、農作業に従事する方は本人と奥さん、周辺地域との関係は現状どおり利用することとし、周辺への悪影響はないと思われ、他の農業者と協力し、地域農業の維持発展に努めると伺っておりますので、そのとおりに譲受人は農業に従事して頂けるものと考えております。他の3条の要件も満たしていると思いますのでこれにより事務局からご提案させていただきます。

山口会長

3条の3番について、協議をしたいと思います。一つ一つ区切りがありますのでそのようにお願いします。今説明がされました事にご意見等ございませんか、無いようでしたら提案の通りご承認頂けますか。

(会場) ※会場から「はい」の声あり。

山口会長 全会一致での承認・決定をさせていただきます。引き続きまして4番お願いいたします。

小西事務局長 ページは5ページになります。受付番号4番です、申請地は豊岡〇〇〇〇番地、地目は畑でございます。面積は475㎡これも所有権移転売買です、先ほど飛ばしましたが図面については8ページ、前件については7ページになりますのでご参照ください。申請者は譲受人目黒〇〇〇〇番地〇〇〇〇さん、譲渡人豊岡〇〇〇〇番地〇〇〇〇さん営農状況の詳細については先ほどと同じでございますので、省略をさせていただきますが周辺地域との関係につきましても先ほど同様影響ないと思われまますのでご提案させていただきたいと思っております。

山口会長 受付番号4番について協議を進めたいと思います。これについてご意見等ございませんか。無いようでしたら、前案同様ご承認頂けますか。

(会場) ※会場より「はい」の声あり。

山口会長 それでは承認決定させていただきます。受付番号5番の説明を求めます。

小西事務局長 続きまして6ページになります。受付番号5番申請地は豊岡〇〇〇〇番地、地目は畑、面積は10㎡、契約内容は所有権移転贈与、図は9ページをご参照ください。申請者は譲受人豊岡〇〇〇〇番地〇〇〇〇さん、譲渡人は豊岡〇〇〇〇番地〇〇〇〇さん、譲受人の営農状況等の詳細は農地の利用状況農地面積5,700㎡、うち田が4,135㎡と畑が1,565㎡、作付作物は水稲と露地野菜、所有農機具はトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、農作業に従事する者は本人と奥さん、周辺地域との関係性は現状どおり利用することとし周辺のへの悪影響はないと思われる。

他の農業者と協力して地域農業の維持発展に努めると言う意見を聞きましてご提案させていただきます。

山口会長

提案されましたがなにかご意見ございませんか、無いようでしたら原案の通りご承認いただけますか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

山口会長

承認決定させていただきます。続きまして議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明を求めます。

岡本主事

議案第2号について説明させていただきます。資料は11ページになります。申請者は譲受人豊岡〇〇〇〇番地〇〇〇〇さん譲渡人は岡山市〇〇〇〇さん申請地は豊岡〇〇〇〇番地、地目畑、面積121㎡、利用状況は普通畑、用途は敷地拡張です。図につくましては12ページをご参照下さい。譲受人は、転用の事由につきまして申請地は自己所有住宅敷地の維持に必要な土地であり、申請地に作物を植えると住宅敷地の一部が沈下する恐れがあるため、敷地として利用するため譲り受けたい。譲渡人は、譲受人の要請を受容し、譲り渡したい。

転用申請農地等の詳細ですが、当該農地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い未整備農地であり、第2種農地に該当する。当該農地の一部はすでに宅地への進入路及び敷地基礎部分に転用しており、違反転用事案となっている。そのため、申請者から始末書が提出されております。これにつきまして審議をお願いします。

山口会長

説明がなされましたが、これに対して何かご質疑等ございませんか、無いようですが原案のとおりご承認いただけますか、

(会場)

※会場から「はい」の声あり。

山口会長

それでは、原案のとおり承認決定を頂けたらと思います。議案第3号「農用地利用集積計画（案）の承認について」説明を求めます。

岡本主事

農用地利用集積計画案について、ご説明させていただきます。資料15ページになります、受付番号17番、貸人豊岡〇〇〇〇番地〇〇〇〇さん、借人豊岡〇〇〇〇番地〇〇〇〇さん申請地は豊岡〇〇〇〇番、地目田、面積は1,857㎡、賃貸借で4年10ヶ月の申請が出ております。図につきましては17ページをご参照ください。受付番号18番、貸人吉野〇〇〇〇番地〇〇〇〇さん、借人蕨生〇〇〇〇番地〇〇〇〇さん申請地は蕨生〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、地目はすべて田、面積は868㎡、557㎡、117㎡、690㎡計2,232㎡、使用貸借で5年の申請が出ております。図につきましては18ページをご参照ください。受付番号19番、貸人は松山市〇〇〇〇さん、借人は蕨生〇〇〇〇番地〇〇〇〇さん、申請地は奥野川〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、地目は田、面積926㎡、952㎡、計1,878㎡、賃貸借で4年7ヶ月の申請が出ております。図につきましては19ページをご参照ください。受付番号20番、貸人は目黒〇〇〇〇番地〇〇〇〇さん、借人は目黒〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん、申請地は目黒〇〇〇〇番、地目は田、面積は2,415㎡、使用貸借で3年の申請が出ております。図につきましては20ページをご参照ください。受付番号21番、貸人は延野々〇〇〇〇番地〇〇〇〇さん、借人は奥野川〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん、申請地は延野々〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、地目はすべて田、面積は793㎡、286㎡、970㎡、955㎡、955㎡、合計3,959㎡、賃貸借で10年7ヶ月の申請が出ております。図につきましては21ページをご参照下さい。以上で説明を終わります。ご審議をお願い致します。

山口会長

説明がなされましたが、これにつきましてご質問、ご意見等ありませんか。

小林委員 事務局にお尋ねしたいのですが、集積計画の申請について第3条で示す周辺地域との関係について特にしぼりはないのですか。

小西事務局長 農地法と基盤法の貸借は基本的に違いますが、当然、従来通り使ってもらうことが前提となっています。

山口会長 基板法での利用権設定は遊休農地にならないように、利用権を設定し使って頂こうという事で、実際やっているかは現場で確認・調査を事務局と一緒にやってもらいたい。何か問題があれば意見として出して頂き、現状についての指導・改善を公正に進めていくことになり、利用権設定の時に誓約書とか要請をすることは難しい。耕作を展開して頂いているなかで、問題が起きたら配慮しながら注意を促しお伝えすることになります。

山口会長 それでは、前案に反対という事ではありませんので、承認・決定したと思えますがよろしいでしょうか。

(会場) ※会場から「はい」の声あり。

山口会長 続きまして、「議案第4号農業振興地域除外申請に伴う意見決定について」を議題と致します。説明を求めます。

農林振興課 失礼致します。農林振興課で農業振興地域の担当をしております石川と申します。本日は除外の案件が2件出ておりますので農業委員さんのご意見を頂きたく存じます。資料は23ページになっております。

石川主任

まず1件目、申出者が豊岡〇〇〇〇在住〇〇〇〇さん申請理由と致しまして、申出者は自己住宅を建設予定で、将来ご両親の介護等も視野に入れ、ご両親の住居近くで建設地を探していたところ、申出地以外に適当と思われる土地がないため、今回この農地の整備を計画したものです。

資料24ページに周辺の図を掲載しておりますので合わせてご覧いただけたらと思います。赤い所が今回の申請地で、青い所はご両親が住まわれている所です。申請地の所在は豊岡〇〇〇〇番地、地目は田、面積は435㎡、用途区分は宅地、変更理由は自己住宅及び駐車場です。所見としては申出地は第1種農地に該当するものの周辺の集落と隣接しておりますので、転用可能なうえ農用地区域の周辺部に位置していることから、農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。

続いて2件目もよろしいでしょうか。2件目は現在、町外宇和島市〇〇〇〇町在住の〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さんも同様にご両親の介護やお子さんの教育等も視野にいれ、こちらは両親の居住地の隣接地を探した所、今回の申出地以外に適当とみなされる土地がないため今回の整備を計画されたものです。こちらの図面については先ほどお配りしましたコピーをご覧いただけたらと思います。片面が住宅地図で裏面に周辺図が掲載してあるものです、赤い部分が申出地、青い部分がご両親の居住地となっております。申請地の所在が吉野〇〇〇〇番地の1と3、地目は畑、面積は724㎡のうち505㎡と92㎡、用途区分は宅地、変更理由は自己住宅および駐車場・進入路です。所見と致しまして申出地は農用地区域の周辺部に位置していることから、農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。

ご審議頂きまして、農業委員会としてのご意見を決定して頂きますようお願い致します。

山口会長

説明がなされましたがこれに対して何かご質疑等ございませんか、無いようですが、意見決定させて頂いてよろしいですか。

(会場)

※会場から「はい」の声あり。

山口会長

全会一致で意見決定させて頂きます。あとは県の農業会議で審査が

なされると思いますので、対応よろしく申し上げます。

全て議案に提案させて頂いたことは終了しました。

その他ございませんか、その他無いようでしたら、これを持って閉会
したいと思いますがよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

山口会長

それでは、閉会をさせていただきます。ありがとうございました。